新 城 市 議 会

厚生文教委員会

令和5年9月14日(木曜日)

厚生文教委員会

日時 令和5年9月14日(木曜日)午後1時30分 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査

「質疑・討論・採決」 第129号議案 「質疑・討論・採決」

第160号議案

2 陳情の審査

国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書「説明・質疑・討論・採決」 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

「説明・質疑・討論・採決」

出席委員(6名)

委員長 浅尾洋平 副委員長 山田辰也

委 員 カークランド陽子 今泉吉孝 長田共永 鈴木達雄

議 長 (長田共永)

欠席委員(なし)

参考人

加藤美紀子

補助者

伊藤泰正

説明のために出席した者

健康福祉部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議事調査課長 阿部和弘 書 記 請井悠人

開 会 午後1時30分

○浅尾洋平委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

これより、13日の本会議において、本委員会に付託されました第129号議案及び第160号議案の2議案並びに陳情2件について審査をいたします。

2議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第129号議案 新城市特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部改正を議題とい たしたいと思います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

〇山田辰也委員 第129号議案の特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業というんで すけど、特定地域型保育事業というのは、新 城市にその施設は幾つあって、どのような事 業をやっておりますでしょうか、伺います。

〇浅尾洋平委員長 中山こども未来課長。

〇中山恭成こども未来課長 この特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業、この中に 全てのこども園から保育所、幼稚園、それか ら小規模保育施設等が全て入っております。 新城市には、公立で15のこども園、これが入 っておるのと、あと小規模保育で民間が2事 業所あると思います。それと、恐らく認可外 保育所、よく企業さんとかがやっておられる 保育所がたしか5事業あったかなと思ってま

以上です。

- 〇浅尾洋平委員長 山田委員。
- **〇山田辰也委員** 僕が聞きたかったのは、認可外も入れて全てこれを網羅する条例になるということで、でも、主に変わった点というのはどこかあるんでしょうか。
- 〇浅尾洋平委員長 中山こども未来課長。
- 〇中山恭成こども未来課長 この中の第15条

が変わるんです。

この第15条の条例は、こういったこども園なんかの運営基準ですから、その運営体制、運営基準、そういう体制なんかを決めておるんです。

実は、この元となる法律がございまして、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律という法律があ ります。この法律の中で、今までは県がこう いったこども園を認定する、県が許認可した んですが、平成30年から政令指定都市や中核 市、これも認定できることになりました。

そのときに、基準を政令指定都市が決められるんですが、その中で、事前申請というのと、それから、認可した後の事後の申請と、2つ、県に申請しないといけないという法律をつくってしまって、それがどうも事務の煩雑化を招いておるということでありましたものですから、それを1つやっぱりやめようということになりました。それで、今回法律が改正されたんです。

それが、1つやめたことによって条項がずれたものですから、その規定をしておる、さっきの第15条、うちの条例の第15条は、こども園の認定の定義をそこの法律を引用しておるものですから、それが条項ずれになったことによって、第15条の中の括弧書きの条項が1つずれたということなんです。

直接的には全く何も関係ないんですが、そ この上の法律が変わったことによる今回の改 正となります。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありません か

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第129号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

次に、第160号議案 工事請負契約の締結 を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

- 〇山田辰也委員 この発電機、文化会館に備え付けてあるということなんですが、詳しく 僕も知らなかったんですけど、備え付けてある位置と発電するパワーですね、どのようなパワーがあって、例えば2日持つとか、市役所の上にあるやつだと2日もつとかあるんですけど、その容量と能力を教えてください。それと、場所はどこにあるかということと。
- 〇浅尾洋平委員長 村田生涯共育課長。
- **〇村田方恵生涯共育課長** 当該発電機につきましては、地域文化会館の地下に設置されております。

容量は、500キロボルトアンペアになります。こちらは、予備電源ということになりますので、災害時にスプリンクラーであったり、消火栓、あとエレベーターのバックアップ電源となります。

時間としましては、これはあくまでもバックアップ電源ですので、3、4時間程度となります。

- 〇浅尾洋平委員長 山田委員。
- **〇山田辰也委員** 大分前に聞いて、ちょっと 重なるところがあるんですが、通常の耐用年 数をかなり超えてるということなんですが、 何年でしたでしょうか。
- 〇浅尾洋平委員長 村田生涯共育課長。
- 〇村田方恵生涯共育課長 法定耐用年数が

15年で、国土交通省の営繕の基準が30年となっております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありません か。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべき ものと決定をいたしました。

陳情の審査のため暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1 時38分 再 開 午後 1 時39分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

陳情者、熊谷弥生氏ほか2名から提出をされました国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本日は、参考人として加藤美紀子様、補助 者として伊藤泰正様の出席を得ております。

この際、委員長として一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文 教委員会の陳情審査のために御出席いただき まして、本当にありがとうございます。委員 会を代表いたしまして心から御礼申し上げる とともに、今日は忌憚のない意見を述べてい ただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますが、議事の順序 について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や 御意見を述べていただき、その後、委員から の質疑にお答えいただくようお願いいたしま す。

それでは、加藤さん、よろしくお願いいたします。

〇加藤美紀子参考人 こんにちは。お忙しい中、お時間を取っていただきましてありがとうございます。

今回、国と県の意見書ということで、まず 国のほうから御説明させていただきます。現 在、意見書を議会に採択していただきたく、 意見書を提出させていただきました。

現在、どんどん国が、やはり教育にお金をかけていくということで、各市町村から、今、新城市にこちらお伺いしていますが、私ども、東三河、豊川市、そして設楽の奥のほうまでこの同じものを提出をさせていただいているという状況になります。

国の意見書では、やはり国の予算が上がっていきますと、この後お願いをしております 県の予算、そして、今回は別途になりますが 新城市の市町村助成にも関わってくるものに なりますので、ぜひとも大切な子どもたちの 未来のことでもありますので、国の意見書を 議会に採択、そして、意見を通していただき たいと思います。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございました。 以上で、参考人からの説明、意見が終わり ました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言をいただきた いと思います。また、委員に対しては質疑を することができませんので、御了解よろしく お願いいたします。

それでは、質疑に入りますが、質疑はあり

ませんか。

山田委員。

〇山田辰也委員 今、日本全体の学生のレベルが大分落ちてるということで、これ、国が本当に考えないと、私はいけないと思うんです。防衛とか対外的なこともあるんですが、国内の、今、日本が当面やらなくてはいけないのは、教育と食の安全とかそういうものなんですが、やはりそのことを鑑みて、世界的レベルでも日本の技術、能力が過去を思うと大分下がってきてると思うんですね。

ですから、これは勉強に対する国の考えが変わってきたのも1つあるんですが、やはり教育にかかる費用というのが家庭を圧迫してるというのはよく理解できます。そこを考えますと、やはり家庭の生活を守るだけではなく、将来の日本のためにこういう私学助成、国への訴えというのは、もうずっと続けられておるかと思いますけど、これはやはり今後の日本の将来も考えて、そういうふうに行動を起こされているかと思うんですけどいかがでしょうか。

〇浅尾洋平委員長 伊藤さん。

○伊藤泰正補助者 今の御質疑の答えになる かどうかちょっと分かりませんけれども、教 育の現場におる人間として、国の教育施策に つきましては注視をしているところでありま す。

昨今、国際競争力という点で教育に負うと ころが非常に大きいということは国政の現場 でもよく議論になっているところであります。

1つは、技術立国として再生をしていく国の在り方、それには競争力をつける技術教育というところに、かなりウエートを置いた施策を打ち出そうとしているのが現状だと思います。

一方で、そういった産業界に有益な技術を 教えていく、そういう教育等と同時に、基礎 研究というところも非常に重要視すべきだと いう声も多く上がっています。 それと、もう1つは、社会科学、人文科学 系がそういったところでおろそかになってし まうんではないかという危惧も一方でありま す。

ですから、国政での教育の重要性というのは、かつてに比べますとかなり重要度が高まっているというのは、様々な場面で議論されているのを聞く限りは、そういうことを私どもも受けています。

そういう中で、やはり多様性というところ には一定、国政現場でも理解を示していまし て、その国際競争力の根底の部分には多様性、 ですから、一律の教育をそのベースとして築 きながら、そこの上に際立った特殊性を磨い ていくような多様な教育環境を整えていく。 やはり、公立高校とか公教育の部分において は、公立と私立の独自性、この2つが両輪に なっていくことで日本全体の教育界の多様性 が担保できていくんではないかなと。そうい うふうに、私学に身を置いている私どもは、 そういう部分での私学の有用性、そして、日 本全体の教育制度に寄与できると、こういう ふうに考えておりますので、やはり、私学の 存在というものが、その多様性を担保して、 そして社会全体の底上げを図っていくのに欠 かせない教育の機会ではないかなと、こうい うふうに考えております。

答えになったでしょうか。

〇浅尾洋平委員長 山田委員。

○山田辰也委員 そうしますと、日本が貧しかった頃があったのにもかかわらず、日本というのは、江崎玲於奈とか民間も一緒になって半導体を開発する時代があったんですが、大分、日本も遅れをとってしまって、その遅れをとったというのは、私はただゆとり教育をしたとかそうではなく、やっぱり国際競争力を考えて、国があまり力を入れなかったのがこの教育現場の現状じゃないかと思うんです。

今の話を聞いても、国力を落とす1つの要

因になっているかということを考えてみれば、 やはり現場でも国からの力が落ちてるという のは、現場から見て感じるところが、やはり あるんでしょうか。

〇浅尾洋平委員長 伊藤さん。

○伊藤泰正補助者 現場としましては、やは り一部のスーパーハイスクール構想の中で、 特定の引上対象の学校というのは、これ公立、 私立かかわらず設定されてるところには、か なり予算的な措置がされているということで、 教育現場もここには手厚く、ここはちょっと 予算が振り分けられませんよみたいなところ は若干あるようです。

それと、国のほうで、やはり技術面で後れを取ってるというとこ、やっぱり一番に気にしているところで、やはり国際競争力が低下してるというのは、OECDの中でも教育にかける予算が最低のランクにあるのが日本です。日本以下というともうトルコぐらいしかないのかなと思いますので。だから、20数か国のOECDの先進各国の中で、下から2番目ぐらいの予算規模ということになってます。だから、かなり遅れているのは確かです。

それと、もう1つは、技術という部分で、 やはり先進的な技術を研究開発をするに当た って、有効引用論文の件数というのが割と指 標になると思うんですが、それも、中国が今、 世界1位でアメリカを抜いてしまいました。 それから、韓国には数年前に抜かれましたし、 とうとう昨年は、イランにも日本は抜かされ ましたので、技術という部分での先進性を発 表する、そういった部分でも、一見すると紛 争地域のイランにも日本はそういった論文件 数、論文の引用件数で負けていると、こうい う実態にまで落ち込んでいまして、それは、 いろんな要素があって、教育に関する国の予 算措置がGDP比でOECDで最下位に近い そういう実態、それから、やはり即効性を求 める産業界の部分も結構ありまして、即戦力 を求める傾向がここ20数年ずっと新自由主義

という流れの中で強まってきているところがあります。かつて、高度経済成長のときには、就職してから育てますからみたいな、割と余裕があった部分はあるんですけれども、そういった人材育成の部分も学校現場に負わされてる部分が多分にあって、腰を据えてその純粋な教育というところに身を置きにくいそういう教育の現場があろうかと思います。

つまり、社会で有用な人材を育てるというところに、やはり教育に携わる現場もかなり意識を持っていかないといけない。これが実態だと思いますので、やはり予算の面と、それから、社会が性急さを求めている、そういう世論、実態があろうかと思っております。

〇浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 1つお聞きします。これ、 陳情書にありますように、現在、私学助成、 だんだんと拡大してきたということでありま すけども、まだまだここにありますように、 公私格差が是正されてなくて、いわゆるその 結果、私学選択の自由が実現してないとここ にうたってありますけども、そうでしょうか というところでありますけど、どうでしょう。

〇浅尾洋平委員長 加藤さん。

〇加藤美紀子参考人 公私の選択の自由とあ りますが、私立に今、使われている国と県の 予算を合計しますと大体40万円ぐらい。でも、 公立の子たちに使われている税金は大体1人 100万円ぐらいということで、もうその時点 で実は差がございまして、なかなかその中で やっぱりお金がかかってしまう。今、公立の 子たちは910万円までの子たちは無償化にな っている。しかし、この後、国の予算プラス、 県の予算があるから720万円まで愛知県は無 償化にはなっているんですが、なかなかその 中でほかにもいろいろ授業費以外にもお金が かかりますので、その中でやはり中学校3年 生とか持ってる親御様にとってみると、まだ まだ私立を選ぶというのはハードルが高くな っている。お子様が1人ではありませんので、 やはり2人3人となったときに、今回の要望書の中に詳しくは書いていないんですが、多子世帯という何人もお子様がいる御家庭は、やはり愛知県はまだ補助はしていないんですが、ほかのところですと、2人目はもう無償化になっているとか、2人目はもう半額になっているという県もありますので、やっぱりそういうところでも子どもたちが学びたいものを、有教館だったら有教館さん、豊川高校だったら豊川高校さんという形で、子どもたちが学べれるものを選択していくというのを望んでいるというのがあります。

〇浅尾洋平委員長 カークランド委員。

〇カークランド陽子委員 私学というと、私 も私学に行ってたんですけども、今おっしゃ られたような技術とか、そういったものを私 学がどういう差別化してるのかと、どんな差 別化があるのか私もよく分からないんですけ ども、例えば、何か特定の思想を教えるよう なそういうところもある中で、私学全部にそ うやって税金でお金を補填して、そういった 自由も国として進めていくというのはなかな か難しいのかなと思うんですけども、技術、 例えば、国の中でこういった技術が足りない からこういった技術の選択科目があるような ところは補助しましょうとかそういったこと だと何となくしっくり理解が行くんですけど も、なぜ私学全部という感じにされてるんで しょうか。

〇浅尾洋平委員長 伊藤さん。

〇伊藤泰正補助者 これは、教育の機会均等 という考え方が基本的にあります。

そういう中で、今、委員の御質疑にもあったように、私学は独自性というものをかなり打ち出してる部分で、そういうところへの満遍なく税金を投入して、助成金を出すことへの疑問の声というのは少なからずあるのは、私どもも理解しています。

ただ、先ほども、私、言いましたように、 教育全体、日本全体の教育全体を考えたとき に、その多様性を担保する部分では、公立の 学校というのはある意味その多様性よりも平 等性といいますか、どこにいても等しく受け られる教育を提供する。その中に特殊性であ るとか、際立ったものを育成していく、そう いった多様な能力を開花させていく子どもた ちを育成していく。そのためには多様な私学 の価値観というものが教育の全体の中に必要 だということで、全体を通じて、日本全体の 教育のバランスが取れていくんではないかな。

そういうことで、1人1人が全く異なる能 力と才覚を持っているのと同じように、学校 というものも多様性を公的に担保しながら、 どこへ行く、その選択においても、スタート のところで選びやすい、所得だとか、授業料 の負担額だとかそういったところで選択を狭 めないようにというのがスタートの平等、結 果的にそれでどういうものを身につけて、社 会へ出てって、ここのところは個々の違いが 出てくるかと思いますが、選ぶ段階のスター トを平等にしていく。

ここの部分で、やはり授業料ですとか入学 金、そういった各家庭への負担を平準化して いくことが、多様性を担保していく第一歩に なるということで、私学助成というものを求 めて、声を上げている次第であります。

〇浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありません

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了いたし ました。

誠にありがとうございました。

この際、しばらく休憩といたします。

休憩 午後 1 時58分 再開

〇浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、委員

午後2時13分

会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

今泉委員。

○今泉吉孝委員 私は、国の私学助成の拡充 に関する意見書の提出を求める陳情書につき まして、陳情者の方の意思を尊重しますが、 現在、新城市では行われておりまして、私学 の学校の関係を見る必要もあると思います。

そこで陳情者の方の意思は理解するところ ではありますが、私は趣旨採択としたいと思 います。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありません

〔発言する者なし〕

〇浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決をいたしたいと思います。

趣旨採択の討論がありましたので、起立に より採決をいたします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の 起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決 定をいたしました。

次の陳情の審査のため、暫時休憩といたし ます。

> 休憩 午後2時15分 再 開 午後2時15分

〇浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、会議 を開きます。

陳情者、熊谷弥生氏ほか2名から提出をさ れました愛知県の私学助成の拡充に関する意 見書の定数を求める陳情書を議題といたしま す。

参考人として加藤美紀子さん、補助者として伊藤泰正さんの出席を得ております。

議事の順序については先ほどと同様、参考 人から、陳情に関して御説明や御意見を述べ ていただき、その後、委員からの質疑にお答 えいただくようよろしくお願いいたします。

それでは、加藤さん、よろしくお願いいたします。

〇加藤美紀子参考人 先ほどに続きまして、 県のほうになりますが、現在、国から590万 円、これは国からの補助という形になっております。先ほど720万円までは無償化になっているというお話をさせていただきましたが、これは愛知県の努力によって今、720万円まで無償化になっております。

でも、しかしながら、これ道半ばというふうな表現をさせていただいております。この道半ばというのは、現在、愛知県の私学の生徒の大体49.5%、約半数の御家庭が無償化になって、これが2020年度から無償化の動きになったんですが、考えてみますと、まだ半分の御家庭が経済的な面で私学を自由に選択することができないというのがありますので、ぜひとも県のほう、先ほども言いました国、県も採択していただけたらと思います。

以上になります。

○浅尾洋平委員長 ありがとうございました。

以上で、参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は 委員長の許可を得てから御発言をください。 また、委員に対しては質疑をすることができ ませんので御了解、お願いします。

それでは、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。
以上で参考人に対する質疑は終了いたしま

した。

誠にありがとうございました。

······

この際、しばらく休憩をいたします。

休 憩 午後 2 時 18分 再 開 午後 2 時 23分

○浅尾洋平委員長 休憩前に引き続き、委員 会を開きます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

今泉委員。

○今泉吉孝委員 私は、愛知県の私学助成の 拡充に関する意見書の提出を求める陳情書に 対しまして、趣旨採択の立場で討論いたしま す。

陳情者の意見は尊重しますが、現在、本委員会でも、上限2万円の補助の撤廃を求めて おり、私学の学校環境を見る必要もあると思 われます。

陳情者の意思は理解するところであります が、私は趣旨採択とさせていただきます。

○浅尾洋平委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

趣旨採択の討論がありましたので、起立に より採決をいたします。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇浅尾洋平委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決 定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の

審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告 の作成については、委員長に一任願いたいと 思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時25分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを 証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 浅尾洋平